

野田市立宮崎小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、野田市立宮崎小学校（以下本校という）PTAという。

第2条 この会の事務局を本校内におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、会員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 会員の教養を高め、相互の親睦を図る。
- (2) 学校と家庭の連絡を緊密にし、児童の生活を導く。
- (3) 児童の生活環境の充実と整備を図る。
- (4) 学校の教育的環境の充実を図る。
- (5) その他目的達成に必要なことに努める。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為やいかなる営利的企業を支持することはしない。
- (3) この会またはこの会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は自主独立のものであって、他からの統制干渉を受けない。
- (5) 学校の人事や管理・経営には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 宮崎小学校に在籍する保護者
- (2) 宮崎小学校の教職員

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、月額300円とする。
- (2) 事情により、減免することができる。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第9条 この会に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査による監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会の役員は、次のとおりである。

- (1) 会長1名（保護者）
- (2) 副会長2～4名（保護者）
- (3) 事務局長1名（教頭）
- (4) 書記2～3名（保護者）
- (5) 会計3名（保護者2、教職員1）

役員は、他の役員、会計監査を兼ねることができない。

第14条 役員は、役員選考委員会で候補者を選び、総会で承認する。

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 この会の役員の職務は、次のとおりである。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を整理し、総会及び常任委員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は総会及び常任委員会の原案作成及び本会運営の行事調整を行う。
- (4) 書記はこの会の議事並びに活動に関する記録を整理保存し、連絡その他の庶務を行う。
- (5) 会計はこの会の会計事務を処理し、財政を管理し、総会において会計監査の監査を経た決算報告を行う。

第17条 この会の経理を監査するために2名の会計監査をおく。

第18条 会計監査は、役員選考委員会で候補者を選び、総会で承認する。

第19条 会計監査は、必要に応じ随時監査を行うことができる。

第20条 会計監査の任期は、1年とする。

第21条 校長は総ての会議に出席し、学校経営の立場から指導助言をすることができる。

第7章

第22条 役員及び会計監査の候補者を選出するために役員選考委員会をおく。

第23条 役員選考委員会は、役員候補者を選考した場合には当該者の承諾を受け、総会の7日前までに氏名を全会員に通知する。

第24条 役員選考委員会について必要な事項は細則で定める。

第25条 役員選考委員会の任務は、役員及び会計監査の就任を持って終了する。

第8章

第26条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

(1) 総会は全会員の過半数をもって成立する。

第27条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は4月に開催する。

(2) 臨時総会は、常任委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

(3) 書面評決もありとする。

(4) 卒業生は、委任状とする。

第28条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第9章

第29条 常任委員会は、役員、各専門正副委員長と、臨時委員会がある場合にはその委員長をもって構成され、総会の意に基づいて各委員会の権限以外の一般会務及び緊急事項について協議し、かつ各委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を審議決定する。

第30条 常任委員会は原則として月1回開催する。

第31条 常任委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 3 2 条 削除

第 1 0 章

第 3 3 条 この会の活動を推進するために次の専門委員会を設ける。
体育委員会、イベント委員会、施設委員会、家庭教育学級委員会、校外委員会、
但し、必要により他の委員会をもつことができる。

第 3 4 条 専門委員会の委員は、各学級毎に選出された委員をもって構成し、各委員会は委員の互選により、正副委員長を選出する。

第 1 1 章 細則

第 3 5 条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規則に反しない限りにおいて常任委員会に議決を経て決める。

第 1 2 章 改正

第 3 6 条 この規則の改正は、事前にその内容を会員に通知し、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附則

この規約は昭和 4 4 年 5 月 1 5 日より施行する。

昭和 4 5 年 4 月 2 8 日 一部改正

昭和 5 0 年 4 月 2 8 日 一部改正

昭和 5 2 年 4 月 2 3 日 一部改正

昭和 5 4 年 4 月 2 4 日 一部改正

平成 元 年 4 月 2 2 日 一部改正

平成 5 年 4 月 1 7 日 一部改正

平成 9 年 4 月 1 9 日 一部改正

平成 1 0 年 4 月 1 8 日 一部改正

平成 1 2 年 4 月 1 5 日 一部改正

平成 1 6 年 4 月 2 4 日 一部改正

平成 2 7 年 4 月 2 5 日 一部改正

令和 5 年 4 月 2 2 日 一部改正

野田市立宮崎小学校PTA細則

第1章 総則

第1条 規約に基づき、それぞれの委員会の規定を次のように定める。

第2条 各委員会の会議は、委員長が会長に因って召集しその議長となる。

第2章 選考委員会

第3条 委員の選出方法は、各専門委員会 副委員長10名とする。
教員より2名の代表を互選する。

第4条 委員の中から委員長、副委員長を互選する。

第3章 専門委員会

第5条 各専門委員会は2～6年生の会員より選出された専門委員で構成される。ただし、各専門委員会は、常任委員会の承認を得てボランティアを募集することができる。各専門委員会の任務は次のとおりとする。

1. 体育委員会

- (1) 運動会の開催に関すること。
- (2) その他、体育活動に関すること。

2. イベント委員会

- (1) PTA 主催行事に関すること。(宮松フェスタ等)

3. 施設委員会

- (1) 学校施設、設備の充実改善に関すること。

4. 家庭教育学級委員会

- (1) 家庭教育学級の運営に関すること。

5. 校外委員会

- (1) 児童の校外生活に関する指導に当たること。
- (2) 地域の生活環境の整備充実を図ること。(夏パトロール)

第4章 顧問

第6条 この会に顧問をおくことができる。顧問は会長・副会長を退いたものとし、再任を妨げない。

附則

- 1. この細則はボランティア制への移行に伴い、令和5年4月1日から1年間の試行期間を経て令和6年4月1日より施行する。

野田市立宮崎小学校PTA慶弔規定

1. 児童、会員の慶弔に関しては、次の規定による。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 児童、会員が死亡したとき。 | 10,000円 |
| (2) 教職員の子が誕生したとき。 | 5,000円 |
| (3) 教職員が結婚したとき。 | 10,000円 |

2. 教職員の一親等及び配偶者が死亡したとき。5,000円

3. 会員の火災・その他不慮の災害及びこの規定の他に必要と認められる事項は、本部役員会で協議して決定する。

4. この規定による慶弔についての返礼は行わない。

野田市立宮崎小学校 PTA組織図

